平成２３年（フ）第９０号
神戸市兵庫区上沢通５丁目７番７―302号
債務者　大澤　清美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６号
神戸市灘区深田町３丁目４番５―402号
債務者　吉本　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８号
神戸市灘区大石東町５丁目１番６―702号
債務者　松嶋　武志
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３９号
神戸市東灘区御影中町４丁目５番28―605号
債務者　奥中　恵輔
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―1015号、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番161―105号
債務者　前田　明美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６５号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の116
松岡荘７号
債務者　茨木　清美
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７９号
愛知県愛西市佐屋町宅地209番地５
債務者　野島　康弘
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０号
青森県東津軽郡平内町大字浜子字浜子８番地
債務者　辻村　夏希
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
青森市篠田３丁目３番７号
債務者　松森　美仁
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
青森市大字浜田字玉川214番地18　シーシャインⅢ207号
債務者　工藤　純也
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
広島県福山市今津町７丁目９番３号、旧住所広島県福山市高西町２丁目５番17号　コーポ高西102
債務者　前山　親子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２９号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―403号
債務者　新井　美加
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０号
大阪市平野区加美西１丁目15番４号　中岡第一マンション301
債務者　藤原　伸二
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
大阪府八尾市山城町３丁目３番19―201号
債務者　濱田美代子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７０号
大阪府枚方市星丘２丁目24番20―102号
債務者　曽川　　悦
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５３７号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番10号　森川テナントビル302号
債務者　東　　優樹
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４３号
大阪府豊中市服部南町５丁目２番20号
債務者　加藤　信吾
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部